

大書
昭和三十四年
二月五日

甲第四四號

案起

昭和三十四年二月五日

決定

昭和三十四年二月五日

施行

昭和三十四年二月七日

総務省



労働組合の機関紙用紙の割当ルツク官報官廳
事項欄に掲載方新聞出版用紙割当事務廳長官から
依頼があるを左案のとおり掲載致しをい。

案

別紙のとおり

裏面白紙

59 1/2

新庶務第七五号

昭和二十四年二月四日

新聞出版用紙割当事務局長官 成田



総理府官房総務課長 殿

官報掲載方依頼の件

別紙「労働組合の機関紙用紙の割当について」を官報官廳事項欄に掲載方御配慮煩はしたい。
追つて関係方面の意向もあり、特に速かに掲載せらるるよう取り計らわれない。

総 理 府

裏面白紙

○労働組合の機関紙用紙の割当 一九四六年十二月六日附極東委員会の労働組合に関する十六條の原則に基いて、組合の健全な発達に資するための措置として、新聞及出版用紙割当委員会においては、労働組合に対し機関紙用紙の割当を行うことになつた。機関紙用紙の割当を希望する各労働組合は、次の要領により当事務所に申請するものとする。

新聞出版用紙割当事務所

一、割当申請資格

(イ)組合費を納入する組合員（以下単に組合員と称する）数五百名以上の単位労働組合は、すべて機関紙用紙の割当を申請し得る。
茲にいう単位労働組合とは、労働組合法により設立され登録された労働

組合（公務員の組合を含む）であつて組合、支部、分会等名称の如何を問はず労働組合組織の末端の団体であつて、独自の組合規約と役員とを有し、且独自の活動を為し得るものを謂う。
(ロ)労働組合法により設立され登録された労働組合であつて、連合会、協議会、組合、支部等名称の如何を問はず(イ)の単位労働組合の上級団体と考えられるもの（以下単に上級団体と称する）は、その傘下の単位労働組合より割当予定数量の委譲を受けた場合限り申請し得る。

二、割当見込数量

割当数量は取り敢えず週刊B三四頁建て、組合員数六名に一部（B三二頁の場合）は三名に一部の割合、雑誌にすればB五月刊六四頁建て六名に一部）で計算した数量とする。（以下之を割当見込数量と称

する。

組合員五百名以上の単位労働組合は機関紙用紙の割当を申請することも曲^てま^るし、又割当見込数量の全部又は一部を上級団体に委譲することも曲^てま^る。組合員五百名未満の単位労働組合は自ら機関紙用紙の割当を申請することは曲^てま^らないが、割当見込数量を上級団体に委譲することは曲^てま^る。

現実に発行する機関紙の型式（大きさ、頁数、）発行回数は、割当を受けた組合が自由に決定し得る。従つて新聞の形でも雑誌の形でも長^い支^{ない}。

三、提出書類

(イ) 割当を申請する労働組合は労働組合機関紙（誌）用紙割当申請書を提出することを要する。

その様式は別記の通りである。

(ロ) 上級団体が提出する場合には右の書類の外割当見込数量を委譲す

る労働組合（傘下単位労働組合より委譲を受けた組合が更に之を上級団体に委譲する場合を含む）の委譲証明書を添附することを要する。

その様式は別記の通りである。

(ハ) 提出先

東京都港区芝田村町日産館内

新聞出版用紙割当事務課内

新聞出版用紙割当委員会

(ニ) 提出部数 二部

四、その他

上級団体に割当見込数量を委譲した労働組合が、その加盟上級団体の変更その他の理由で委譲先、委譲数量等を変更し、又は委譲取り止めようとするときは随時その旨を申し出ることができらる。

申請手数料一件50円

(部) (誌) (単位組合)
 (府) 労働組合機関紙用紙割当申請書 (上級組合)
 (縣) (団体)

申請組合	名称・代表者氏名捺印 主たる事務所の所在地 組合員数					登録番号
傘下の単位組合より 委譲を受ける 場合その単位 組合について	名 称	所 在 地	代表者氏名	組 合 員 数	委 譲 数 量 組合員 名分	
加盟の上級団体 に委譲する 場合その上級 組合について						
発行せんとす る機関紙の内 容 (誌)	名 称					
	型	頁数	刊別	一回発行部数		
	印刷所の名称 所在地					

(誌)
 機関紙用紙割当委譲証明書

	名 称	所 在 地	代表者氏名	組 合 員 数	委 譲 数 量 組合員 名分
傘下単位組合より委譲を 受け更に之を加盟上級団 体に委譲する場合の単位 組合について					
委譲先 (加盟上級団体)					
委 譲 数 量	組 合 員 数 名 分				

証明者 組合の名称
 所在地
 組合員数
 代表者氏名 捺印

賠償廳

總
理
廳

日本標準製法日字(字用位紙)

63

裏
面
白
紙